

瀬戸市国民健康保険特定保健指導（積極的支援：グループ支援）業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、高齢者の医療の確保に関する法律第24条の規定により、瀬戸市が保険者として実施する国民健康保険特定保健指導の内、積極的支援の指導方法などの業務を委託するもの。

2 委託業務概要

- (1) 業務名：瀬戸市国民健康保険特定保健指導（積極的支援：グループ支援）業務委託
- (2) 業務内容：別紙仕様書のとおり。
- (3) 委託期間：契約確定日から令和7年5月31日まで。本委託業務は債務負担行為議決済である。
- (4) 提案上限価格（消費税及び地方消費税を含む）

令和6年度分上限価格 1,584,000円

令和7年度分上限価格 191,400円とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下、「応募者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていることが必要である。

- (1) 参加表明書・提案書提出期限までに令和6・7年度あいち電子調達共同システム（物品等）における瀬戸市の入札参加資格者名簿のうち、業務（大分類）「03 役務の提供等」、営業種目（中分類）「16 その他の業務委託等」、取扱内容（小分類）「99 その他」において、「特定保健指導」若しくは「保健指導」に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザルの参加表明書・提案書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあたっては、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けている者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている事業者にあたっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。
- (6) 本プロポーザルの参加表明書・提案書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成19年8月1日施行）」に基づく排除措置を受けていないこと。

4 スケジュール（予定）

項目	期日
事業者公募広告	令和6年9月9日（月）
質問の受付期間	令和6年9月16日（月）から9月20日（金）まで
質問の回答期日	令和6年9月26日（木）まで
書類の提出期間	令和6年10月1日（火）から10月8日（火）まで
第一次審査及び結果通知	令和6年10月15日（火）、10月17日（木）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年10月24日（木）
選定結果通知	令和6年10月28日（木）
契約締結予定	令和6年11月1日（金）

5 担当課及び問い合わせ先

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市健康福祉部国保年金課給付係 （直通）0561-88-2639 （FAX）0561-88-2783

（E-mail）kokuho@city.seto.lg.jp

6 質問の受付等

(1) 質問受付期間

令和6年9月16日（月）から9月20日（金）午後5時15分まで

(2) 提出方法

FAX又は電子メールにて提出すること。様式不問。

瀬戸市役所健康福祉部国保年金課給付係

（FAX）0561-88-2783 （Email）kokuho@city.seto.lg.jp

(3) 質問の回答

市は全ての質問について、質問者名を無記載として取りまとめの上、令和6年9月26日（木）までにホームページで公表する

7 提出書類

応募者は、必要書類を取りまとめ提出すること。

(1) 必要書類

ア 参加表明書 様式1

イ 企画提案書等の提出について 様式2

ウ 企画提案書（任意様式）

エ 会社概要 様式3

（様式3と同様な内容が把握できれば、既存の冊子やパンフレットになっているもの、ホームページを印刷したものでも可とする。）

オ 見積書（任意様式）

（総額及び令和6年度分と令和7年度分それぞれの金額がわかるもの。また、その内訳がわかるもの。）

カ 類似事業の契約書写し等、実績がわかるもの

(2) 作成に当たっての注意事項

- ア 必要書類のイ～カの作成部数は、正本1部、副本6部とする。
- イ 企画提案書の様式は任意とするが、内容については、別表の「瀬戸市国民健康保険特定保健指導（積極的支援：グループ支援）事業者選定基準表」で示す「評価項目」及び「評価の視点」の内容がわかるように示すこと。
- ウ 企画提案書の作成に関する言語は日本語、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は日本円によるものとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。
- エ 見積書の作成について
見積書は消費税及び地方消費税を除いた価格を明示すること。

(3) 提出期間

令和6年10月1日（火）から10月8日（火）まで。
土、日曜を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、配達日及び配達されたことを証明できる方法とする。また、封筒表面に「瀬戸市国民健康保険特定保健指導（積極的支援：グループ支援）業務企画提案書在中」と朱書きすること。なお、事故等により未着の場合は、市は責任を負わない。)

(5) 提出先

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市役所健康福祉部国保年金課給付係

(6) その他

- ア 参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式4）を担当課窓口に直接持参すること。なお、市は辞退したことをもつていかなる不利益な取り扱いもしない。
- イ 提出後の書類の訂正、差し替え、再提出、返却等は原則不可とする。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

プロポーザル審査は、瀬戸市国民健康保険特定保健指導・糖尿病性腎症重症化予防事業保健指導委託業者選定審査会が行うものとする。

(2) 審査方法

ア 第一次審査

応募者が5者を超える場合は、提出された書類について一次審査を別表の「瀬戸市国民健康保険特定保健指導（積極的支援：グループ支援）事業者選定基準表（健康教育の実演は除く。）」に基づき、最終候補者5者を選定する。一次審査の結果は、全ての応募者に対して通知を行うとともに、選考された者には、プレゼンテーションを実施する旨を通知する。ただし、応募者が5者以内である場合は、一次審査を省略し二次審査において書類選考及びプレゼンテーション審査を実施するものとする。

イ 第二次審査

- (ア) 令和6年10月24日（木）瀬戸市役所にてプレゼンテーション及びヒアリング

審査を行う。（詳細は別途通知）

(イ) 審査は、プレゼンテーション20分とヒアリング5分の合計25分以内で実施する。パワーポイント等によりスクリーンやプロジェクターの機材が必要な場合は、事前に申し出ること。パソコンは応募者が用意することとする。

(ウ) プrezentation参加者は、一応募者につき3名以内とする。

業務を受託した場合の本業務の責任者又は担当者となる予定の者を出席させることが望ましい。

(エ) 当日の説明は、提出した企画提案書を使用すること。

(オ) プrezentation参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(3) 提案内容の主な評価項目

ア プrezentation及びヒアリング後に、別表の「瀬戸市国民健康保険特定保健指導（積極的支援：グループ支援）事業者選定基準表」に基づき、総合的に評価する。

イ 応募者が1事業者の場合であっても、本募集要領及び当該仕様書に照らし合わせ、委員会において審査を行う。

ウ 評価点の総得点の一番高い応募者が2者以上の場合は、委員の協議によって決定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果の通知については、全ての応募者に対して書面にて通知する。また、文書発送後、審査結果を市のホームページにて掲載し、公表する。

(5) 契約の締結

選定された応募者は速やかに市と業務委託契約を締結する。

8 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期間を超過して書類の提出があった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき

(4) 本要領に違反又は不正な行為があったと認められる場合

(5) 契約締結日までに瀬戸市の入札参加資格停止または回避の措置を受けた場合

(6) 契約締結日までに参加資格要件を満たさなくなった場合

(7) その他瀬戸市が不適切と認めた場合

9 契約の締結等

(1) 選定審査会の結果、選定された応募者を本業務にかかる随意契約の優先候補者として契約を締結する。ただし、最優秀提案者との協議が不調、または最優秀提案者が辞退した場合は、審査結果の上位の候補者から順に契約締結の協議を行う。なお、契約金額について市と選定された事業者と内容を協議した上、正式な見積書と提出すること。

(2) 本委託業務は債務負担行為議決済である。

10 その他

- (1) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。
- (2) 提出期限後の提出書類等の再提出、または差替えは認められない。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (5) プロポーザル参加に係る経費のすべては、参加申請者の負担とする。
- (6) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約の相手方に決定した者が作成した提案書等の書類については、瀬戸市が必要と認める場合には、予め承諾を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

別紙

瀬戸市国民健康保険特定保健指導（積極的支援：グループ支援）事業者選定基準表

No	評価項目		評価の視点		配点
1	実施体制	業務を担当する職員について	職種や職員に対する教育体制、職員の確保体制等、適切な人材配置が期待できるか。		20点
2		連絡体制について	市との連絡・調整・情報共有の体制が整っているか。		5点
3	教材	教材・機材・会場について	効果的な配布資料・教材、測定器具・機材等の調達、会場確保の提案があるか。		15点
4	業務内容	健康教育の内容	健康教育の実演 (10分程度)	参加者が自身の状態を知ることができると工夫や家庭などで継続して取り組めそうな内容となっているか。	20点
			ICTを活用した取組	行動変容の1つのツールとしてICTを活用した提案があるか。	5点
		参加者を増やす工夫や最終評価まで継続参加させるための工夫やアイデア	参加者が初回から最終評価まで継続意欲を高める内容となっているか。		15点
		参加者の欠席時の対応について	欠席した参加者への連絡や方法について提案があるか。		5点
5	金額	積算価格	業務委託費は提案上限価格を上回っていないか。		5点
6	プライバシーの保護	個人情報の取扱について	個人情報の取扱いは適切か。		5点
7	その他	その他	本事業の実施に関連し、生活習慣病予防のための効果的な独自の提案はあるか。（見積り金額内で実施可能な提案内容とする。）		5点